

# **相続等により農地の権利を取得したら 農業委員会へ届出てください！**

農地は食料生産の基盤として大切な資産です。この資産を将来に受け継いでいくためにも、農地の権利者（管理者）を届けておくことが義務付けられています。

**相続等により農地の権利を取得したときは・・・**

**相続した農地のある市町村の農業委員会に届出が必要です。**

**届出は、被相続人が死亡したことを知った日から10か月以内（相続登記をしてから10か月以内ではありませんので注意！）にお願いします。**

**届出をしなかったり、虚偽の届出をした者は、10万円以下の過料に処せられます。**

農地を相続したんだけど、どうしたらいいんだろう？



**※届出の際は、農業委員会の**

**窓口までお越しください。**

**また、農地の管理でお困り**

**の方もお越しください。**

**（お問合せ・届出先）**

**田尻町農業委員会**

**〒598-8588**

**大阪府泉南郡田尻町嘉祥寺375番地1**

**TEL. 072-466-5008**

**FAX. 072-466-5025**

農地法第3条の3第1項の規定による届出 提出書類一覧

(相続等による農地取得の届出)

必要書類	部数
農地法第3条の3第1項の規定による届出書 (農地の相続等の届出書)	1部
相続したことが確認できる書類 (相続登記済みの土地登記簿謄本など)	1部
委任状(代理人が提出する場合)	1部

《注意事項》

- ・ 提出期限は、被相続人が死亡したことを知った日から10か月以内  
(相続登記をしてから10か月以内ではありませんので注意) です。
- ・ 登記地目が農地のものは、全て届出の対象です。
- ・ 権利を取得した者ごとに届出が必要です。